

平成30年度

第3回 定期監査の結果に関する報告

(監査期間：平成30年12月3日から平成31年3月28日まで)

〔 農 林 部
建 設 交 通 部
行 政 セ ン タ ー 〕

平成31年3月29日提出

郡山市監査委員

30郡監査第850号

平成31年3月29日

郡山市議会議長

郡山市長

郡山市監査委員 山本邦雄

同 橋本勉

同 諸越裕

同 但野光夫

平成30年度第3回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成30年度 第3回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	2
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
5 監 査 の 実 施 場 所 及 び 日 程	2
第3 監 査 の 結 果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 収入事務について	3
2 支出事務について	3
3 契約事務について	4
4 財産管理事務について	5
5 その他の事務について	5
第4 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	6

平成30年度 第3回 定期監査の結果に関する報告

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

(1) 対象範囲

平成30年度における財務に関する事務で、平成30年11月30日までに執行したものの。
なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対象部局

ア 農林部

農業政策課

園芸畜産振興課

園芸振興センター

農地課

林業振興課

総合地方卸売市場管理事務所

イ 建設交通部

道路建設課

道路維持課

総合交通政策課

河川課

建築課

住宅課

ウ 行政センター

富田行政センター

大槻行政センター

安積行政センター

三穂田行政センター

逢瀬行政センター

片平行政センター

喜久田行政センター

日和田行政センター

富久山行政センター

湖南行政センター

熱海行政センター

田村行政センター

西田行政センター

中田行政センター

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

また、特に現金等の管理について着目した。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問及び実査

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

- | | | | |
|---|----|-------|-----|
| ア | 監査 | 監査委員室 | |
| イ | 実査 | 道路維持課 | 住宅課 |

(2) 監査の期間

- | | | |
|---|----|--------------------------|
| ア | 監査 | 平成30年12月3日から平成31年3月28日まで |
| イ | 実査 | 平成30年12月25日 |

(3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

平成31年3月28日

第3 監査の結果

次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 収入事務について

(1) 調定事務

行政財産使用料の算出に誤りがあった。

行政財産使用料の算出については、郡山市行政財産使用料条例第2条及び別表備考3の規定に基づき、面積は0.01㎡未満の端数を切り捨てて計算するが、小数点以下を切り上げて算出した額を使用料として調定しているものがあった。

湖南行政センター

(2) 徴収事務

手数料徴収に適切でないものがあった。

簡易水道に係る手数料については、郡山市簡易水道条例第29条の規定に基づき、申込みの際に手数料を徴収しなければならないが、申込みの際に徴収していなかった。

湖南行政センター 中田行政センター

2 支出事務について

(1) 支出一般

見積書や納品書を受領せず支出命令をしているものがあった。

見積書や納品書は、支出の根拠となる重要な証拠書類であり、郡山市財務規則第55条第1項の規定に基づき、支出権者は、支出命令の際に照合すべきものであるが、受領せず支出命令をしているものがあった。

園芸畜産振興課 三穂田行政センター

(2) 旅費支出事務

附属機関の委員の旅行に係る費用弁償に誤りがあった。

委員が公務のため市の区域内を旅行したときは、地方自治法第203条の2第3項、郡山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第5条第2項、第3項及び郡山市職員等の旅費に関する条例第2条第1項第4号の規定に基づき、公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行する場合に費用を弁償するが、住所を離れていない委員に対し、費用を弁償しているものがあった。

総合地方卸売市場管理事務所

(3) 精算事務

概算払に係る資金の精算をしていないものがあった。

概算払を受けた職員は、郡山市財務規則第78条第1項の規定に基づき、支払の日、帰庁の日又は旅行命令が取消された日から7日以内に精算書を作成し、これにより精算しなければならないが、旅行命令が取消された日から7日以内に精算していないものがあった。

総合地方卸売市場管理事務所

(4) 補助金等交付事務

ア 概算払の明記がない申請に対し、概算払をしているものがあつた。

補助金等を概算払の方法により交付する場合は、郡山市補助金等の交付に関する規則第4条の2第2項の規定に基づき、補助金等交付申請書にその旨を明記したものを受理しなければならないが、概算払の明記がない申請に対し、概算払をしているものがあつた。

道路建設課 総合地方卸売市場管理事務所

イ 団体の歳入歳出予算及び事業計画の承認前に、負担金を交付しているものがあつた。

団体等への補助金等交付については、補助金等交付事務マニュアルに則り、適正に事務を執行しなければならないが、団体の総会承認前の歳入歳出予算及び事業計画により、負担金を交付しているものがあつた。

道路建設課

3 契約事務について

(1) 入札事務

入札保証金免除の事由を明らかにした書類を作成していないものがあつた。

普通地方公共団体は、地方自治法施行令第167条の7第1項の規定に基づき、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならないが、入札保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第25条第2項で準用する同規則第8条第2項の規定に基づき、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、入札保証金免除の事由を明らかにした書類を作成せず免除しているものがあつた。

総合地方卸売市場管理事務所

(2) 契約締結事務

ア 契約保証金免除の事由を明らかにした書類を作成していないものがあつた。

普通地方公共団体は、地方自治法施行令第167条の16第1項の規定に基づき、契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならないが、契約保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第8条第2項の規定に基づき、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、契約保証金免除の事由を明らかにした書類を作成せず免除しているものがあつた。

湖南行政センター

イ 契約書に必要な書類が添付されていないものがあつた。

契約権者は、契約を締結すべき相手方が決定したときは、速やかに契約書を作成しなければならないが、その契約書には郡山市契約規則第3条第2項の規定により、関係書類を添えたものでなければならないが、必要な書類が添付されていない契約書により契約を締結しているものがあつた。

湖南行政センター 熱海行政センター 中田行政センター

(3) 物品調達契約事務

郵券の調達が適切でないものがあった。

課長は、必要があると認めるときは、郡山市財産規則第 53 条第 3 項の規定に基づき、直接調達に係る契約の事務を行わなければならないが、私費で購入した郵券を所掌する事務に使用していた。

熱海行政センター

4 財産管理事務について

(1) 公有財産管理事務

ア 行政財産目的外使用許可を財務会計システムに登録していないものがあった。

公有財産管理権者は、行政財産の目的外使用許可をしたときは、郡山市財産規則第 27 条の規定に基づき、許可の内容を財務会計システムに登録しなければならないが、これを行っていないものがあった。

農業政策課 園芸畜産振興課 園芸振興センター 逢瀬行政センター
湖南行政センター 熱海行政センター

イ 行政財産目的外使用許可申請者の納税状況を確認せず使用許可をしていた。

公有財産管理権者は、行政財産の目的外使用許可申請があったときは、郡山市財産管理事務要領第 8 条第 4 項の規定に基づき、申請者に市税の滞納があるときは、許可しないものとするが、納税状況の確認をせず許可を行っていた。

熱海行政センター

5 その他の事務について

(1) 占用許可事務

占用の期間が記入されていない許可申請書を受理し、許可しているものがあった。

占用期間が記入されていない法定外公共物占用等許可申請書を受理し、許可決定をしているものがあった。

農地課

(2) 使用許可事務

行政財産の目的外使用許可に必要な事務手続きをしていないものがあった。

公有財産管理権者は、用途又は目的を妨げない限度において行政財産の使用を許可する場合、郡山市財産規則第 26 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、行政財産の使用の許可を受けようとする者から行政財産使用許可申請書を提出させ、行政財産使用許可書を交付しなければならないが、それを行わずに使用許可をしているものがあった。

総合地方卸売市場管理事務所

第4 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を次のとおり提出する。

1 適正な財務事務の執行について

定期監査においては、財務事務が、関係法令等を遵守し、適正に執行されているかを監査している。

今回の監査では、特に、支出に係る事務において、見積書及び納品書などの書類に日付がないものや記載が不備なもの等、不適正なものが散見された。

これらの書類は、支出の根拠となる重要な書類であり、郡山市財務規則等の規定に従い、整備されなければならない。これらの証拠書類は、起案する職員、上席者、支出権者が確認したのち、出納機関の審査を経て支出を決定するための根拠となるものである。

しかし、実際には、証拠要因を欠く書類により支出が決定され、公金が支出されている状況であり、出納機関及び支出権者のチェック機能が有効に働いていないと言わざるを得ない。

については、財務事務の執行にあたっては、公金を取り扱っているという自覚を持ち、公務員としての責務を全うするとともに、その事務を執行する根拠法令を認識し、それに沿った事務を確実に執行できるよう、実現可能で実行性のある再発防止策について検討されたい。